

第10章 給水主管工事の取扱い

第 10 章 給水主管工事の取扱い

10.1 概要

給水管は個人の財産であるため、基本的には所有する個人が管理をしていくものであるが、工事に費用がかかる、埋設状況や管路老朽の程度などがわからないなど、個人で管理することは難しく、結果、漏水が放置されたり、道路陥没など重大な事故につながるおそれがある。そこで、分譲地や集合住宅、商店舗等の開発において布設する給水管のうち、公道部や分譲地内共有道部に布設する管路(以下「給水主管」という。)について、企業団が定める条件を満たすことで寄附を受け付け、所属を企業団に移管し、管理を円滑に行っていく制度であり、その基準及び手続について定める。

10.2 給水主管工事の適用条件

給水主管工事の適用条件は以下のとおりとする。

- (1) 宅地分譲開発地において、口径 50mm 以上かつ公道部及び分譲地内共有道部へ縦断布設を行う場合(図 10-1)
- (2) 集合住宅、商店舗、工場等の建設において、給水装置の引き込みのために口径 50mm 以上にて公道部へ縦断布設を行う場合(図 10-2)
- (3) その他企業長が、給水主管と認めた場合

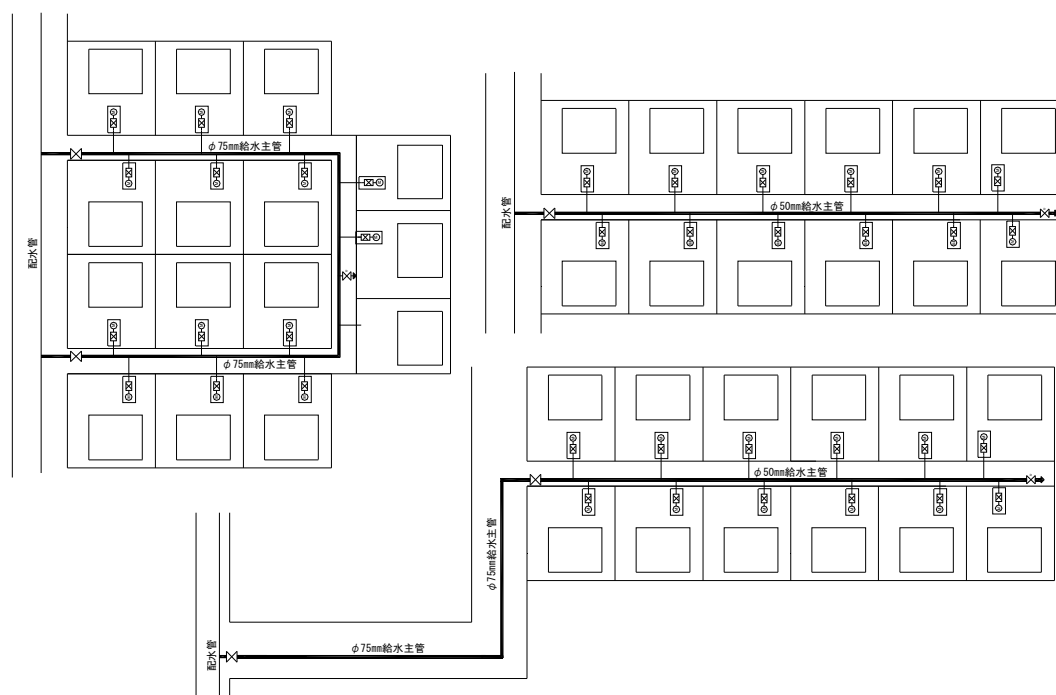


図 10-1 宅地分譲開発地への給水主管

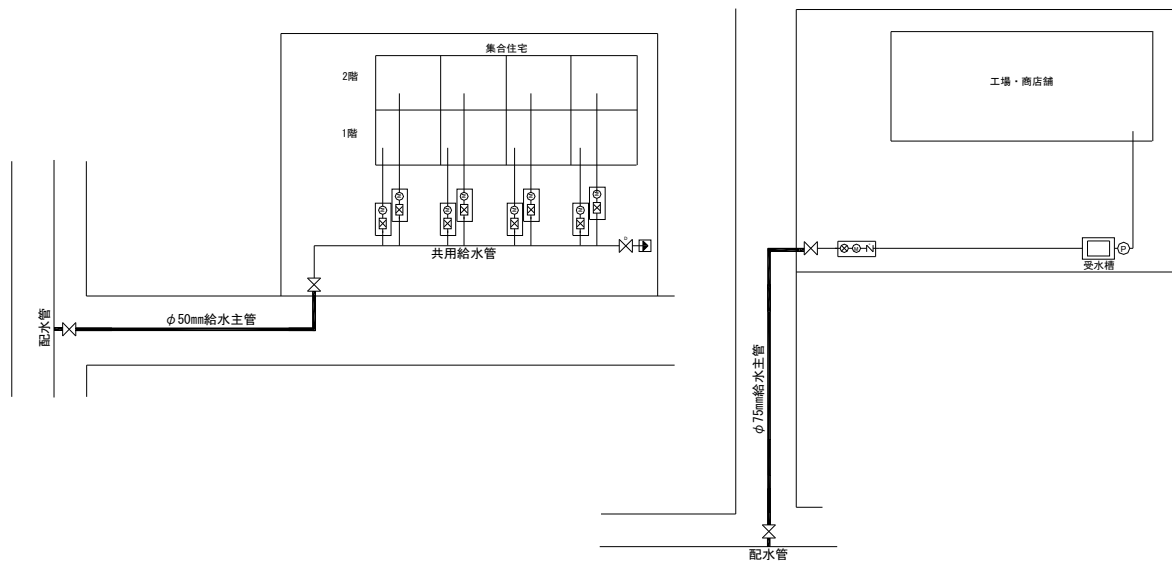


図 10-2 集合住宅等へ引き込む際の給水主管

10.3 給水主管工事の施工条件

- ① 給水主管は、本基準書及び企業団の配水管設計・施工基準書に則して設計、施工すること。
- ② 給水主管工事完了後は、給水主管を企業団へ寄附すること。
- ③ 寄附を行わない場合は、通常の給水管と同様に、維持管理(管破裂等による漏水修繕、老朽化等に伴う布設替等)は所有者が行うこと。
- ④ 設計及び施工は、企業団が行う。ただし、事業者が設計及び施工を指定工事事業者に依頼した場合は、この限りではない。
- ⑤ 施工業者は、建設業法第3条第1項の規定により、水道施設工事業の許可を受けているものとする。ただし、企業長が特に認めたものについては、この限りではない。
- ⑥ 企業団が負担を行い、管路の統合を行う場合は、費用負担区分、負担金額等は、別途協議とする。

10.4 事前協議

給水主管を設置する場合は、工事申請前に、開発事業に伴う給水装置の設置に関する協議書に必要図書を添付して、事前協議を行わなければならない。

添付書類

- ① 協議書(企業団様式)

- ② 位置図(住宅地図)
- ③ 一般平面図
- ④ 区画割図
- ⑤ 建物平面図
- ⑥ 地籍図の写し
- ⑦ その他企業長が必要と認めた図書

10.5 給水主管の口径の決定

- (1) 宅地分譲造成地、集合住宅等においては、「第4章 給水装置工事の計画・設計」及び表10-1、10-2を参照のもと、給水主管及び共用給水管の口径を決定すること。なお、下表の「口径別の分岐制限」(参考)は一般的な戸建て住宅を標準とした簡易的参考資料であるため、集合住宅等2階以上に浴室、台所が常設される場合は、上記基準戸数に該当する口径の一口径上で設定すること。

表 10-1 口径別の分岐制限(設計水圧を 0.2Mpa とする場合)

給水主管口径	φ 20 mm分岐数
φ 50 mm	約 16 戸
φ 75 mm	約 45 戸
φ 100 mm	約 80 戸

表 10-2 換算表

メーター口径	φ 13 mm～φ 20 mm	φ 25 mm	φ 30 mm～φ 40 mm
換算値	1	1.7	5.6

- (2) 工場や商店舗等においては、水理計算のうえ口径を決定すること。なお、受水槽設置の施設にあたっても同様である。

10.6 給水主管工事の申請

給水主管工事を施工するにあたり、通常の給水装置工事申込みと併せて、必要図書を添付して給水主管工事の申込みを行うこと。

添付書類

- ① 給水主管工事届出書(様式第3号)
- ② 給水装置工事申込書(様式第1号)
- ③ 材料検査申請書(様式第2号に記入か任意様式で提出)
- ④ 設計図(平面図、配管詳細図、道路復旧土工図、道路横断図等)

- ⑤ 水理計算書等、各種計算書(状況に応じて提出)
- ⑥ 事前協議の回答書写し
- ⑦ その他企業長が必要と認めた書類

10.7 給水主管工事の施工

- ① 管種については、口径 ϕ 50 mmは配水用ポリエチレン管、S50 形ダクトイル鋳鉄管、口径 ϕ 75 mm～ ϕ 100 mmは配水用ポリエチレン管、GX 形ダクトイル鋳鉄管とする。また、給水主管の分岐材料、継手及び各分譲宅地の給水装置についても、「第 5 章給水装置の構造及び材質」及び「第 7 章給水装置の施工」に基づき施工すること。
- ② 配水管と同口径での分岐は配水管の口径が周囲の給水量を配慮して布設されていることから、周囲の水圧に影響を与える可能性がある。企業団と協議のうえその指示に従うこと。また、口径 ϕ 250 mm以下の配水管から分岐するものとし、周辺の水圧、水量等に影響を与えない口径とする。
- ③ 工事施工前に、工事材料検査申請書に必要書類を添付して、材料検査を受けなければならない。
- ④ 分岐については、事前に企業団へ連絡し、立会いを求めなければならない。
- ⑤ 仕切弁については、ソフトシール仕切弁を使用すること。
- ⑥ 末端部には、排水弁を設置すること。
- ⑦ 公道部及び分譲地内共有道部には埋設表示シート、探知マーカーを布設すること。
- ⑧ 分岐、布設後における仕切弁等の操作は、企業団の指示なく行ってはならない。また、排水、空気抜、洗管等の作業は、原則として企業団職員が行うので、事前に作業予定日について協議すること。
- ⑨ 一般住宅を想定した分譲地の場合は原則として、境界 2m以内にメーターボックスと直結止水栓を必ず設置し、直結止水栓用砲金キャップを取付けること。
使用計画が不明である場合は、企業団に事前に協議し、承認を得て境界付近に第一止水栓を設置するものとする。
- ⑩ 分譲地宅内のメーターボックスは、車両による破壊防止のため、目印となる木杭等を立ち上げること。
- ⑪ 消火栓の設置要件等については、別途協議をすること。

10.8 工事完成後のしゅん工検査

工事完成後には、しゅん工検査申請書及び完成図書を提出のうえ、企業長の検査を受けること。(完成図書の作成要領は企業団発注の本管工事に準ずる。)

10.9 寄附採納

しゅん工検査の合格後、「寄附採納願」に関係書類を添付して、速やかに提出しなければならない。